

不当景品類及び不当表示防止法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について（答申）（案）【概要】

平成26年6月 消費者委員会

論点等	答申案
①制度導入の必要性	○違反行為者に経済的不利益を賦課し、違反行為に対する <u>インセンティブ</u> を削ぐ課徴金制度を導入する必要性は高い
②制度の趣旨・目的	○消費者の利益擁護のため、 <u>不当表示を事前に抑止</u> することにある
③対象事案	○ <u>優良誤認表示・有利誤認表示</u> は、 <u>対象</u> とすべき ○ <u>指定告示に係る表示</u> は、現状において <u>対象とする必要はない</u> ○ <u>不実証広告規制に係る表示</u> は、合理的根拠資料の提出がなければ課徴金を賦課することができるとした上で、被処分者がその後の訴訟において合理的根拠資料を提出して <u>不当表示でないことを立証することにより、賦課処分について争うことができる</u> とする手続規定を設けるべき
	○不当表示がなされた場合には、 <u>原則として課徴金を賦課</u> することとし、違反行為者から、 <u>不当表示を意図的に行ったものでなく、かつ、一定の注意義務を尽くしたことについて合理的な反証がなされた場合を、例外的に対象外とすれば足りる</u>
	○一定の <u>裾切りは必要</u> である
	○一定の <u>合理的期間を設けるべき</u>
④賦課金額の算定	○事業者の得た不当な利得相当額を基準とし、一定の算定式により <u>一律に算定すべき</u>
	○加算措置、減算・減免措置を設けるか否かについては、今後の制度設計において、 <u>考え得る措置の内容に応じ、その必要性を検証しつつ、検討が行われるべき</u>
	○一定の <u>合理的期間に限定</u> すべき
⑤裁量性の採否	○ <u>裁量を認めるような制度設計とはすべきではない</u>
⑥課徴金の賦課手続	○ <u>措置命令に係る手続と同様の手続保障</u> を検討すべき ○ <u>徴収手続については、既存の課徴金制度に倣って定められるべき</u>
	○消費者の被害回復を促進する仕組みを導入すべき ○違反行為者がとった消費者への返金等の <u>自主的対応を勧奨して、課徴金額から一定額を控除する制度を採用すべき</u> ○「 <u>自主的対応</u> 」は、対象商品・役務の購入等をした消費者への <u>返金を原則とすべき</u> ○ <u>寄附は、あくまでも消費者への返金を補完するもの</u> と位置付け、 <u>寄附先や寄附金の使途については、控除制度が被害回復促進のための仕組みであること等を踏まえ、限定的に定められるべき</u>
⑦被害回復の在り方	